○国土交通省告示第二百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

ツベタ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県飯田市上村字クラ平四七七番地二地内四等三角点冷沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七五度四六分三七秒　一号

標柱一号から一三五一・六九四メートルの地点　一号

標柱一号から一三度二五分五五秒　二号

標柱二号から一八八度五三分一二秒　三号

標柱三号から一三〇度四〇分一二秒　四号

標柱四号から一〇三度〇四分一三秒　五号

標柱五号から一三八度五五分四六秒　六号

標柱六号から二三二度四八分四六秒　七号

標柱七号から二七七度〇五分〇六秒　八号

標柱八号から三〇一度四七分四五秒　九号

標柱九号から一度〇六分三九秒　十号

標柱十号から三五度一九分一五秒　十一号

四九・〇三五メートルの地点

二　(一)　砂防法第二条の土地の表示

鞍骨沢

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

静岡県富士宮市星山字向原一〇六四番一地内富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から五度二二分一九秒　一号

一〇二七五・四〇六メートルの地点　一号

標柱一号から三四九度四二分二三秒　二号

五五・八二八メートルの地点

標柱二号から三八度〇一分〇八秒　三号

一四・五五六メートルの地点

標柱三号から五三度五五分三四秒　四号

二五〇・五七八メートルの地点

標柱四号から七三度五一分五一秒　五号

八四・二六一メートルの地点

標柱五号から三六度四九分一九秒　六号

一一・四九三メートルの地点

標柱六号から二三度三三分五六秒　七号

一九・五四三メートルの地点

標柱七号から二六度一七分二九秒　八号

一三・五六一メートルの地点

標柱八号から三一度二四分〇六秒　九号

九・五三七メートルの地点

標柱九号から二〇度三二分二四秒　十号

二〇・〇〇三メートルの地点

標柱十号から二四度〇五分二一秒　十一号

三〇・〇七四メートルの地点

標柱十一号から一三度五一分四八秒　十二号

六〇・三七三メートルの地点

標柱十二号から一九度三六分三八秒　十三号

五七・九九四メートルの地点

標柱十三号から五度四五分〇四秒　十四号

八八・四九五メートルの地点

標柱十四号から二〇度二五分二六秒　十五号

一一・八〇七メートルの地点

標柱十五号から二四度〇五分〇三秒　十六号

三一・九二二メートルの地点

標柱十六号から三〇度一六分五一秒　十七号

三〇・五四二メートルの地点

標柱十七号から三六度二二分五八秒　十八号

六一・三七四メートルの地点

標柱十八号から一二六度二四分〇七秒　十九号

二九・九二五メートルの地点

標柱十九号から二一七度二八分三二秒　二十号

二四・八七一メートルの地点

標柱二十号から二一九度〇二分一九秒　二十一号

一八・二八七メートルの地点

標柱二十一号から二〇六度五九分三三秒　二十二号

二三・一五三メートルの地点

標柱二十二号から二一一度五四分〇八秒　二十三号

二一・三八七メートルの地点

標柱二十三号から一八七度五一分〇一秒　二十四号

一二四・一〇七メートルの地点

標柱二十四号から一九五度三三分四七秒　二十五号

三一・八八二メートルの地点

標柱二十五号から二〇二度二七分三八秒　二十六号

六〇・〇五二メートルの地点

標柱二十六号から二〇九度〇八分一八秒　二十七号

三〇・三七二メートルの地点

標柱二十七号から二〇〇度二一分〇六秒　二十八号

三〇・〇〇三メートルの地点

標柱二十八号から二〇一度〇六分一〇秒　二十九号

三〇・四七一メートルの地点

標柱二十九号から一八九度二〇分〇四秒　三十号

三二・九九四メートルの地点

標柱三十号から二一六度二一分一三秒　三十一号

二〇・五九四メートルの地点

標柱三十一号から二三四度二七分五九秒　三十二号

一四・七七九メートルの地点

標柱三十二号から二五九度二三分三四秒　三十三号

一二・九一五メートルの地点

標柱三十三号から二三五度四四分三三秒　三十四号

一一・八五一メートルの地点

標柱三十四号から一七九度五〇分三二秒　三十五号

一九・六三五メートルの地点

標柱三十五号から二三〇度〇七分二四秒　三十六号

四・七五〇メートルの地点

標柱三十六号から一七三度〇九分一四秒　三十七号

一九・三六二メートルの地点

標柱三十七号から一八〇度五一分一九秒　三十八号

一二・四二五メートルの地点

標柱三十八号から一九八度〇七分一一秒　三十九号

一五・三七二メートルの地点

標柱三十九号から二二四度一七分〇〇秒　四十号

二〇・一〇六メートルの地点

標柱四十号から二二九度五九分四五秒　四十一号

一八・一八メートルの地点

標柱四十一号から二〇九度〇六分〇八秒　四十二号

七五・二八七メートルの地点

標柱四十二号から二三九度四四分四六秒　四十三号

一五・〇七八メートルの地点

標柱四十三号から二四四度三三分五九秒　四十四号

一三四・四八〇メートルの地点

標柱四十四号から二七八度五七分五八秒　四十五号

五八・一七三メートルの地点

三　(一)　砂防法第二条の土地の表示

上ヶ洞

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

岐阜県多治見市根本町五丁目三六番一六内四等三角点根本を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二五度二〇分三三秒　一号

一〇六六・二六四メートルの地点　一号

標柱一号から二二四度五〇分四三秒　二号

七・一五〇メートルの地点

標柱二号から二七五度〇四分〇四秒　三号

一〇・四三九メートルの地点

標柱三号から二三二度五五分〇一秒　四号

六・七八三メートルの地点

標柱四号から二三八度〇四分三三秒　五号

八・二八二メートルの地点

標柱五号から二七〇度二〇分五一秒　六号

一・五〇〇メートルの地点

標柱六号から二七五度四二分一六秒　七号

二九・五三七メートルの地点

標柱七号から二三〇度四一分〇二秒　八号

一三・九二三メートルの地点

標柱八号から一九四度二五分五二秒　九号

二九・七九三メートルの地点

標柱九号から二〇八度〇八分五二秒　十号

三六・五七六メートルの地点

標柱十号から三一八度五三分〇六秒　十一号

四二・二四五メートルの地点

標柱十一号から二四三度一九分三八秒　十二号

一二・一九六メートルの地点

標柱十二号から二五五度一五分二四秒　十三号

七・九五〇メートルの地点

標柱十三号から二三四度一八分一六秒　十四号

九・八三二メートルの地点

標柱十四号から二四六度二一分〇七秒　十五号

一〇・六六四メートルの地点

標柱十五号から二四〇度三四分〇七秒　十六号

七・三四八メートルの地点

標柱十六号から二六七度三一分一九秒　十七号

一三・二九八メートルの地点

標柱十七号から二六八度二一分一九秒　十八号

九・三三五メートルの地点

標柱十八号から二七五度四四分四七秒　十九号

六・六三九メートルの地点

標柱十九号から二七七度一八分〇八秒　二十号

二四・四一〇メートルの地点

標柱二十号から二二二度一〇分五五秒　二十一号

一二・五一八メートルの地点

標柱二十一号から二三〇度三七分〇六秒　二十二号

七・六八一メートルの地点